

登録販売者資質向上外部研修 実施要領

一般社団法人群馬県薬剤師会

1. 目的

本研修は、令和6年4月10日付医薬総発 0410 第4号厚生労働省医薬局総務課長通知による、登録販売者に対する継続的研修として実施する。

2. 研修の概要

(1) 受講対象者

薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者（以下「薬局等」）の下で一般用医薬品の販売に従事する全ての登録販売者

(2) 研修の時間数

毎年度12時間以上の研修を行う。

(3) 実施方法

集合研修と通信講座を組み合わせる実施することとし、通信講座については、別紙のとおりとする。

(4) 研修の内容

研修の内容は以下のものを含むものとする。

- (ア) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (イ) 人体の働きと医薬品
- (ウ) 主な一般用医薬品とその作用
- (エ) 薬事に関する法規と制度
- (オ) 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- (カ) リスク区分等の変更があった医薬品
- (キ) 店舗の管理及び区域の管理に関する事項
- (ク) その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
- (ケ) 習得状況の確認のための試験等の実施

(5) 教材

研修の実施に関する検討会において、講師と協議の上準備する。

3. 研修の専門性・客観性・公平性の確保

研修の客観性を確保するため、研修の実施に関する検討会を設置し、研修の運営、形式、内容等について検討する。検討に際しては教育、学術等関係者、消費者等の参画を求め、

研修内容に相応する専門的な知識、経験等を有する者に講師を依頼する。

また、公平性を確保するため、ホームページ等を通じて研修会日時・内容等の実施計画及び実績の情報を公表する。

4. 研修会修了証

受講者は、WEBによる集合研修（8時間分）の終了時に確認試験（19問）、別に、通信講座（120問で4時間分の研修に該当）を共にWEBで学習し、解答を群馬県薬剤師会（以下、主催者という。）にWEBにて解答を行う。

主催者は、確認試験及び通信講座の解答を受講者に個別メールにて通知すると共に、確認試験及び通信講座の学習状況を確認の上、両者ともに正答率6割以上に達した受講者に対し修了証を発行する。

尚、主催者は研修受講者の氏名及び研修内容を記録し6年間保存する。

5. 研修の届出等

研修実施機関として、厚生労働大臣へ届け出る。

6. その他

本実施要領は必要に応じて改訂する。

附 則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

この要領は、令和4年10月12日から施行する。

この要領は、令和6年8月5日から施行する。

(別 紙)

通信講座の概要

1. 通信講座課題の作成と受講者への配布

主催者が過去に実施された登録販売者試験問題等から120問をランダムに選択し、通信講座課題として、受講者へWEBにて配信する。

2. 自学・自習

受講者は、WEBにて通信講座課題を自学自習及び解答を行い、(解答時間1問×2分×120問=240分で4時間に相当する) 解答を主催者へWEBにて解答する。

3. 採点について

主催者は、この解答について採点を行い、受講者へ解答とともに個別メールにて通知する。